

神奈川県監査委員公表第2号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県公安委員会委員長から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年2月13日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 吉川知恵子
 同 中家華江
 同 しきだ博昭
 同 松本清

- 1 措置の対象となった監査の結果
 令和5年10月10日神奈川県監査委員公表第19号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち公安委員会分11か所に係る15事項
- 2 監査の結果及び講じた措置の内容
 本庁機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務部会計課	令和5年8月4日（令和5年6月30日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和4年3月分の街頭防犯カメラ電気代2,720円の支払に当たり、口座振替指定日までに支出手続きができず、電気料金等振込票による支払に変更したため、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、1件、延滞利息5円を支払っていた。	不適切事項については、予算執行所属から提出された書類の適正保管、支払入力期限の管理ができていなかったことによるものである。 今後は、このようなことのないよう、光熱水費に関する支出書類は他の書類と別に保管し、支出書類、支払期限の管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
総務部施設課	令和5年8月4日（令和5年6月16日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、会計事務の指導に当たり、警察署1か所に対して、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額21,106円の収入科目について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入により執行すると教示すべきところ、誤って（款）使用料及び手数料（項）使用料（目）警察使用料により執行すると教示していた。その結果、	不適切事項については、不当利得返還請求権に基づく収入が、警察使用料に該当せず雑入であるという認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、担当職員の知識を深め、各警察署に対して収入事務手続についての通知を行う等により再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

		当該警察署は、上記の会計処理に当たり、誤った予算科目により執行していた。	
刑事部刑事総務課	令和5年8月4日（令和5年6月15日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、固定式捜査支援システム路上装置の賃貸借及び保守契約（契約額12,794,298円、契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月12日に締結していた。	不適切事項については、所属として契約締結の進捗を適宜把握するなどの進行管理の徹底が図られていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、速やかな契約締結実施のため、契約締結に係る進行管理表を作成し、複数職員で進捗状況を確認するなどの所属のチェック機能を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課	令和5年8月4日及び同年9月14日（令和5年6月15日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、令和3年度不当要求防止責任者講習業務委託契約（契約額12,349,503円、精算額11,943,349円）に係る委託費の精算に当たり、常勤職員2名の人件費及び福利厚生費について、当該業務への従事分に相当する金額に限って計上すべきところ、それ以外の業務への従事状況を考慮することなく、当該職員2名に係る人件費及び福利厚生費の全額（9,716,242円）を計上するなどしていた。 2 補助金交付事務において、令和3年度公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター補助金（交付決定額10,563,000円）の交付に当たり、常勤職員1名の人件費及び福利厚生費について、補助対象である暴力排除広報啓発事業及び暴力相談事業への従事分に相当する金額に限って計上すべきところ、両事業以外の事業への従事状況を考慮することなく、当該職員1名に係る人件	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、担当者の委託費の精算事務に対する理解が不足していたことに加え、所属としても決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、委託費の精算事務を正しく理解するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 補助金交付事務については、担当者の補助対象事業費に対する理解が不足していたことに加え、所属としても決裁過程におけるチェック機能が働いていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、補助対象事業費を正しく理解するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

		費及び福利厚生費の全額 (6,341,837円)を計上して いた。	
--	--	---	--

出先機関で認められた不適切事項

監査実施 箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県山 手警察署	令和5年5月 31日（令和5 年4月20日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、職員が立 て替えて支払ったタクシー代1 件、14,390円について、立替金 の請求期限後に請求が行われて いた。	不適切事項については、請求書 の不備を訂正する間に、請求期限 が経過したものであり、進行管理 が不十分であったことによるもの である。 今後は、このようなことがない よう、本件誤りの内容を所属とし て共有し、関係規定の理解向上を 図るとともに、請求期限や請求書 の記載例を明示した資料を作成 し、複数職員による確認体制を強 化することにより再発防止に取り 組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県緑 警察署	令和5年5月 31日（令和5 年3月24日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、幹部公舎 賃借料ほか5件、431,700円に ついて、契約で定められた期限 までに支払を行っていなかった。 その結果、遅延利息1件、 687円を支払っていた。	不適切事項については、担当者 が支払期限について誤った認識を していたことに加え、決裁過程に おけるチェック機能が働いていな かったことによるものである。 今後は、このようなことがない よう、所属として、契約書等の精 読を徹底するとともに、決裁の過 程において、複数の職員による確 認体制を強化することにより再発 防止に取り組み、適正な事務執行 に努める。
神奈川県横 浜水上警察 署	令和5年6月 20日（令和5 年5月12日職 員調査）	（不適切事項） 支出事務において、免税軽油 使用者証の交付を受けていた警 察用船舶1隻について、平成27 年度のエンジン交換時からエン ジンの型式を誤って申請してい たことが令和4年8月に判明し たため、地方税法第144条の3 に定める免税軽油の用途外使用 により課税されることとなり、 適正に申請していれば免除され た軽油引取税60か月分、 154,225円を支払っていた。	不適切事項については、所属内 の情報共有体制が不十分であった ことによるものである。 今後は、このようなことがない よう、複数の職員による確認体制 の強化及び後任者への事務引継ぎ を徹底することにより再発防止に 取り組み、適正な事務執行に努め る。

<p>神奈川県麻生警察署</p>	<p>令和5年6月28日（令和5年4月26日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、産業廃棄物の処分の委託契約（単価契約、支払額10,890円）の締結に当たり、契約書に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び同法施行規則により義務付けられている委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項等を記載していなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、30年以上前に取得した自家発電設備について、建物に係る県有財産台帳に登録すべきところ、令和4年度に建物に係る県有財産台帳に登録替えを行うまで、誤って備品台帳（台帳価格7,860,817円）に登録していた。また、当該自家発電設備について、建物に係る県有財産台帳の補正が著しく遅延していた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、契約書への記載事項に係る確認が不足していたことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことがないよう、契約書を作成する際には、必要記載事項一覧表の確認を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 財産管理事務については、建物建築時に設置された自家発電設備が、建物台帳に登録すべきところ備品台帳に登録されていたものであり、その後の確認が不足していたことによるものである。</p> <p> 今後は、このようなことのないよう、管理する財産の現状把握を定期的に行うこと及び新規に登録する財産等についても誤りがないか確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>神奈川県鎌倉警察署</p>	<p>令和5年6月27日（令和5年4月20日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、被留置者用食糧の供給業務契約（単価契約、支払額2,707,790円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が160万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p>	<p>不適切事項については、担当職員の契約結果の公表に係る認識が不足していたことによるものであり、令和5年4月21日に契約結果を公表した。</p> <p> 今後は、このようなことがないよう、関係通知等の内容を正しく理解し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>神奈川県藤沢警察署</p>	<p>令和5年7月4日（令和5年5月19日職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、藤沢警察署庁舎清掃業務委託契約（契約総額6,954,948円、契約期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）及び建築物環境衛生管理委託契</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、担当者に任せきりで進行管理が不十分であったことによるものである。</p>

		<p>約（契約額496,320円、契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に係る令和4年4月分から同年6月分までの支払額計585,310円について、契約で定められた期限までに支払を行っていません。その結果、遅延利息5件、1,400円を支払っていました。</p> <p>2 契約事務において、藤沢警察署庁舎清掃業務委託契約（契約総額6,954,948円、契約期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）について、支出負担行為に係る執行何票による決裁を得ずに契約を締結していた。</p>	<p>今後は、このようなことがないように、進行管理表及び日々の業務報告により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表及び日々の業務報告により各職員の業務の進捗状況を共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県相模原南警察署	令和5年8月22日（令和5年4月26日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、令和4年1月に発生した停止中のパトカーに追突された事故に係る示談金542,267円について、同年3月の事故相手方との示談により事故相手方に対する債権が確定したにもかかわらず、示談から11月以上経過した令和5年2月に調定していた。</p> <p>2 契約事務において、被留置者用食糧（相模原南警察署留置施設）の供給業務契約（単価契約、支払額3,565,200円）について、予定価格が160万円を超える随意契約であったため、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に基づき、速やかに契約結果を公表すべきところ、公表が1年以上遅れていた。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 収入事務については、担当職員の調定の時期に係る認識が不足していたことによるものであり、示談金については令和5年5月11日に全額収入した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定等の知識の向上を図るとともに複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、担当職員の契約結果の公表に係る認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、進行管理表に公表の項目を追加し、確認体制の強化を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>